



いのちとくらしをまもる
防 災 減 災



令和 7 年 1 月 21 日
新 潟 地 方 気 象 台

大雨警報（土砂災害）・大雨注意報の暫定基準廃止について

新潟地方気象台は、地震の影響を考慮した大雨警報（土砂災害）・大雨注意報の暫定基準を廃止し、令和 7 年 1 月 28 日 11 時から通常基準により運用します。

令和 6 年 1 月 1 日 16 時 10 分頃の石川県能登地方の地震による地盤の緩みを考慮し、大雨警報・注意報の発表基準（土壌雨量指数基準）について、新潟県では震度 6 弱を観測した長岡市では通常基準の 7 割、震度 5 強を観測した 12 市町村で通常の 8 割に引き下げた暫定基準を設けて運用してきました。

大雨警報（土砂災害）・大雨注意報の暫定基準（土壌雨量指数基準）は、新潟県と新潟地方気象台が共同で発表する新潟県土砂災害警戒情報と整合をとりつつ、地震発生後の土砂災害発生状況及び降雨の状況等を勘案して、適切な見直しを行うこととしております。

今般、新潟県と新潟地方気象台が共同で発表している土砂災害警戒情報の暫定基準を、令和 7 年 1 月 28 日をもって廃止することに伴い、上記 13 市町村で運用していた大雨警報（土砂災害）・大雨注意報の暫定基準を下記のとおり廃止し、通常基準に戻すこととします。

なお、気象庁が提供する「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」※についても、通常基準による判定結果となりますので、避難対象地域の絞込みに活用いただけます。

記

1 暫定基準の廃止日時

令和 7 年 1 月 28 日（火）11 時

2 暫定基準を廃止して通常基準に戻す市町村（別紙に図示）

(1) 7 割の暫定基準を廃止

長岡市（1 市）

(2) 8 割の暫定基準を廃止

新潟市、燕市、阿賀町、見附市、三条市、柏崎市、刈羽村、南魚沼市、上越市、糸魚川市、妙高市、佐渡市（12 市町村）

※土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）は、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）等を補足する情報です。

詳細については、以下を参照してください。

土砂キキクル

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>



土砂キキクルの解説

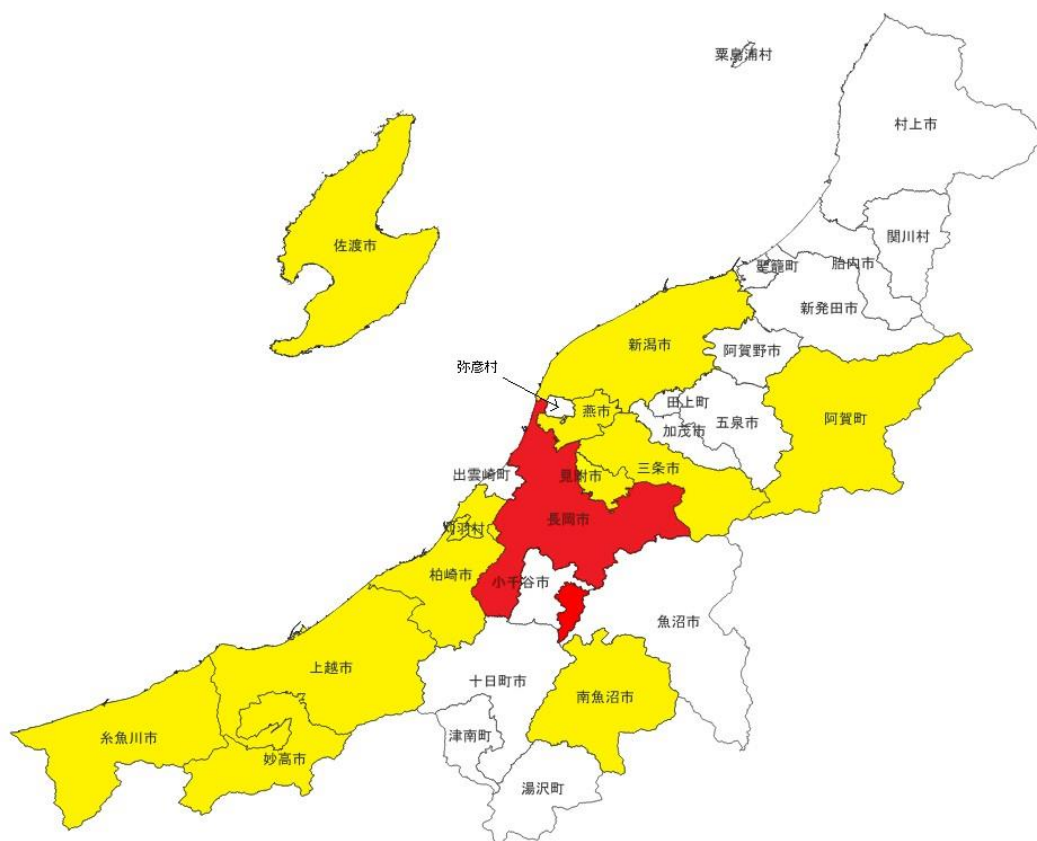
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/doshakeikai.html#b>



問合せ先：新潟地方気象台 担当：金内・北畠 電話 025-281-5872

大雨警報（土砂災害）・大雨注意報の暫定基準を廃止する市町村

新潟県



7 割の暫定基準から通常基準に戻す市町村

長岡市

8 割の暫定基準から通常基準に戻す市町村

新潟市、燕市、阿賀町、見附市、三条市、柏崎市、刈羽村、
南魚沼市、上越市、糸魚川市、妙高市、佐渡市